

鳥栖地区広域市町村圏組合の事故報告書について

1 報告の対象

介護サービス提供中に発生した事故（送迎、通院等の間も含まれます。）のうち、下記「2報告の範囲」に含まれるものについて報告してください。なお、事業者の過失の有無は問いません。

2 報告の範囲

(1)利用者のケガについて

転倒等に伴う利用者のケガの程度が、病院、診療所等の受診や入院加療になった場合報告してください。ただし、ケガ等はないが慎重を期すため受診したが、特に異常がなかった場合はこの限りではありません。

(2)誤嚥について

食事が喉に詰まる等により利用者を病院、診療所等へ搬送した場合報告してください。

(3)誤薬について

他人の薬を誤って服薬した、飲むべき薬を飲まなかった、薬の処方量を誤って服薬してしまった等について、服薬後の利用者の影響の有無に関わらず全て報告してください。

(4)食中毒、感染症及び結核について

サービス提供に関連して発生したと認められる場合に報告してください。

また、感染症の場合で、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるものうち、1・2・3及び4類に該当する場合は、報告してください。（インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症等が施設または事業所内にまん延する等の状態となった場合も含まれます。）

※関連する法に定める届出義務があるものは、これに従ってください。

【参考】厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)

養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村又は保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の必要な措置を講じなければならないこと。

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間内に2名以上発生した場合

ロ 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

(5)従業者の違法行為、不祥事の発生について

利用者からの預り金の横領など利用者の処遇に影響があるものは報告してください。

(6)その他

事業者が報告の必要性を判断した場合も報告してください。また、利用者が病気等で死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性のある時は報告してください。

3 報告の手順

(1) 事故処理の区切りがついたところで、速やかに組合が指定する報告書を用いて報告してください。なお、第一報は遅くとも事故発生後5日以内を目安に提出してください。

(2) 利用者が組合以外の保険者に属する場合は、当該保険者にも報告してください。

(3) 重大な事故等で組合に至急通知する必要がある時は、電話又はFAXで第一報をお願いします。その後、事故処理の区切りがついたところで、報告書を用いて報告してください。

4 その他

住宅型有料老人ホーム等における事故については、佐賀県長寿社会課へご報告いただきますようお願いいたします。

事故報告書の様式については、鳥栖地区広域市町村圏組合のHPに掲載しています。
鳥栖地区広域市町村圏組合(https://tosu-kouiki.jp/for_jigyousyo/todokede/sonota/)
事業所の方>事業所の届出関係>その他